

事業者の除外規定についての主な議論の要旨

〔凡例 = 委員発言、 = 事務局発言〕

（結論）

市条例の第 28 条（指導・助言）、第 29 条（説明・資料の提出要求、公表）は、このまま現状維持ということにしたい。ただし、除外規定は次回継続審議としたい。

（除外規定）

人権相互の調整のためには除外規定を置くこともやむを得ないのでないか。具体的にはプライバシー保護と法律という調整の問題だ。ただし、除外規定がなくても、実際には除外規定のような配慮は必要だと思う。したがって、除外規定を設けたとしても個人情報保護が弱まるということはないと思う。

除外規定を置くのは、現行条例からいえば、個人情報保護を弱めるということになるが、それでいいのかどうか。

市条例は、国の法律のように、最終的に罰則まであるものとは違う。しかも、勧告には第三者たる審議会が関与するので濫用の恐れもない。

単に国や県に合わせるということでもいいのか。必ずしも権力的な関与ではなく、調査、指導、助言に止まり、個人情報保護の観点からみて、それほど過剰な関与ではない。

事業者規定については、ある程度走って見ないとわからないので、法律の施行を踏まえながら、ある程度走ってから考える方がいいと思う。

国や県は、憲法上の制約に配慮して除外規定を設けていると思われる。また、法律や県条例が、報道機関、学術研究機関、宗教団体、政治団体等の除外規定を設けており、地域的な配慮が必要という視点からも、同じ除外規定を市条例にも設けたい。